障害者差別解消法改正と障害のパラダイムシフト

手話を広める知事の会

全国高等教育障害学生支援協議会 代表理事 静岡県立大学 国際関係学部 教授 内閣府 障害者政策委員会 委員長 国連 障害者権利委員会 前副委員長

目次

1. 〖障害のパラダイムシフト〗障害者権利条約

2. 障害者差別解消法の改正

3. 【最も成果の上がった領域】高等教育

4. 〖政策の空白地带〗情報アクセシビリティ

1. 「障害のパラダイムシフト」

障害者権利条約

ターニングポイント

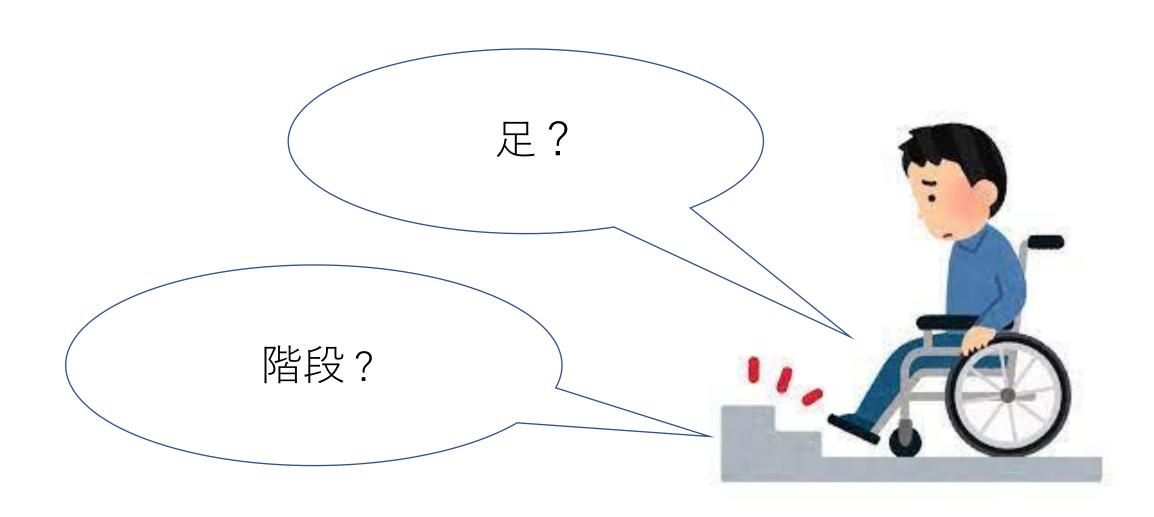
1964年

1981年

1990年

2006年

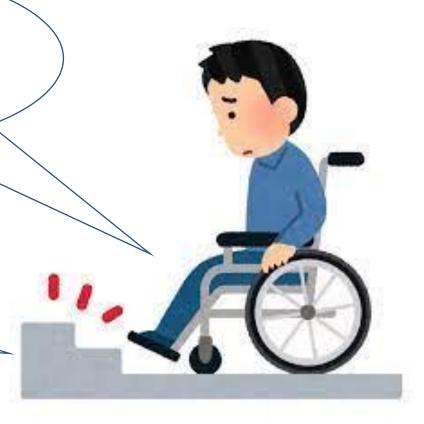
障害はどこにあるか?



障害はどこにあるか? 医学モデルと社会モデルの答え

医学モデルの答え 「足に障害」

社会モデルの答え 「階段が障壁」 「障壁こそが障害」



障害はどこにあるか? 別の例



目が見えない

本



耳がきこえない

電話

医学モデルの答え「目」

医学モデルの答え「耳」

社会モデルの答え 「本」 社会モデルの答え 「電話」

医学モデルと社会モデルの考え方の違い

	健常者	障害者
医学モデル	配慮の要らない人	配慮の要る人
社会モデル	(既に) 配慮されている人	(未だ) 配慮されていない人

社会的障壁の解消は社会の責務

障害者の人権を守るためには、社会は、

障害者が直面している社会的障壁を取り除かなければならない

当事者参加

政策立案・政策評価では、当事者参加が必須

Nothing about us without us. 私たちのことを私たち抜きで決めないで

障害者権利条約

- 障害者の人権に関する初めての国際条約
- 障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的
- 障害者の権利を実現するための締約国の実施義務について規定
- 遅れてできた人権条約だからこそ新しい考え方(障害の社会モ デル)を導入できた

障害の社会モデルは 障害者権利条約の根幹

• 合理的配慮・アクセシビリティ・人的支援などにより社会的障 壁を取り除くことを締約国に求める条約

国連障害者権利委員会 (CRPD) の任務

障害者権利委員会には、障害者権利条約の条約体として以下の 主要任務がある。

- 各締約国による条約実施の定期的審査
- 個人通報の審議
- 締約国による重大または系統的な条約違反の調査
- 障害者権利委員会一般的意見の公表

各締約国による条約実施の定期的審査

政府報告

市民社会からのパラレルレポート



市民社会からのブリーフィング(1か国につき約2時間)政府との建設的対話(1か国につき6時間)



総括所見の採択

2. 障害者差別解消法の改正

内閣府障害者政策委員会の役割

- 障害者基本計画政策委員会案の策定
- 基本計画実施状況監視
- 障害者差別解消法・法改正案の策定
- 権利条約の独立した監視枠組み

(IMM: Independent Monitoring Mechanism)としての役割

障害者差別解消法

平成25年(2013年)制定

差別とは

- 不当な差別的取り扱いをすること
- 合理的配慮を提供しないこと

障害者差別解消法の改正

令和3年(2021年)改正

• 民間事業者も合理的配慮を提供することが義務となった

障害者差別解消条例が改正を後押し

- ・多くの地方で、上乗せ、横出しの障害者差別解消条例制定を求める運動が起きた
- 多数の自治体で障害者差別解消条例が作られた
- 東京都を初め、合理的配慮を民間事業者に義務づける条例が増 えていった
- 大阪府のように短期間に条例を改正する自治体も
- 各地域での市民運動が、障害者差別解消法の改正として実を結 んだ

「不当な差別的取扱い」の具体例

- 障害を理由に、学校の受験や、入学を拒否する
- ・仲介業者が、アパートのオーナーに確認せずに、紹介できる賃 貸物件はないと言って断る
- 介助者がいなければ安全に責任を持てないとして参加を断る

「合理的配慮」の具体例

- ろう者の参加者の求めに応じて、講演に手話通訳を用意する
- 視覚障害者の客の求めに応じて、店員が店内の移動と買い物を サポートする
- ・車椅子利用の障害者の求めに応じて、エレベータのない駅に社 員を配置して車椅子を運ぶ

3. 『最も成果の上がった領域》

高等教育

チェックリストA

- □入学試験において、点字入試や別室入試など、障害特性に応じた入学試験を実施している
- ■授業において、ノートテイクやスライドの説明など、障害特性 に応じた合理的配慮を提供している
- ■授業への出席やプレゼンテーション、グループディスカッションにおいて、障害特性に応じた合理的配慮を提供している
- ■期末試験やレポートにおいて、障害特性に応じた合理的配慮を 提供している
- ■専任の障害学生支援担当を配置している

チェックリスト AA

- ■オープンキャンパスで障害学生支援に関する相談に対応している
- □障害学生支援について、教職員に対する研修を継続的に行って いる
- ■学生向けガイダンスで障害学生支援について説明している
- □アクセシブルな教材、教科書を提供している
- □障害学生支援担当と、入試・教務・保健管理部署等との連携が できている

チェックリスト AAA

- □施設のバリアフリー化を計画的に進めている
- □障害学生支援ポリシーを公表している
- □障害学生支援担当とキャリア支援担当の連携を密接にとっている
- ■地域の就労支援ネットワークとの連携を図っている
- □合理的配慮に関する紛争解決の仕組みを設けている

4. (政策の空白地帯)

情報アクセシビリティ

情報アクセシビリティとは

アクセシビリティとは、障害者が他の人と同じように、建物、 部屋、トイレなどの物理的施設・設備、交通機関、情報通信機 器・サービスを利用できること

情報アクセシビリティとは、障害者が他の人と同じように情報 通信機器・サービスを利用できること



障害者権利条約第九条 施設及びサービス等の利用の容易さ (Article 9: Accessibility) が効果的なアクセシビリティ施策をとるよう締約国に義務づけている



- デジタル・ディバイドの解消のことではない
- ウェブサイトの音声読み上げ対応のことだけをいうのではない

情報アクセシビリティ代表的なもの









ウェブサイト

ウェブアプリ

PCアプリ

モバイルアプリ

電子書籍

電子教科書

電子文書

テレビ

映画

法制度 ウェブサイト・ウェブアプリ (日本)

- ▶ウェブサイトとウェブアプリケーションのアクセシビリティを 進める法制度は未整備
- ▶指針は部分的にある
 - ⇒みんなの公共サイト運用ガイドライン (2016年) 地方自治体ウェブサイトのアクセシビリティ対応に関する総務省の指針
- ▶中央省庁のウェブサイトのアクセシビリティは各省庁がウェブアクセシビリティ方針を示して取り組むことになっている
- ▶民間のウェブサイトのアクセシビリティを進める法制度はない

法制度 ウェブサイト・ウェブアプリ(アメリカ)

- ●障害を持つアメリカ人法 (ADA) (1990年)
- ●リハビリテーション法508条(1998年)
- ●航空アクセス法(2013年改正)

法制度 PCアプリ・モバイルアプリ (日本)

PCアプリやモバイルアプリのアクセシビリティを進める法制度 は未整備

PCアプリの例

オフィスアプリ、ウェブブラウザ、会議アプリ、コラボレーショ ンアプリ、グループウェア、業務システム

モバイルアプリの例

電子マネー決済、ネットバンキング、チケット購入、タクシー配車、ショッピングアプリ

法制度 PCアプリ・モバイルアプリ (アメリカ)

- ●障害を持つアメリカ人法ADA(1990年)
- ●リハビリテーション法508条(1998年)
- ●21 世紀の通信と映像アクセシビリティ法(2010年)

法制度 電子書籍、電子教科書、電子文書 (日本)

- ●マラケシュ条約 (2018年批准)
- ●教科書バリアフリー法(2008年)
- ●読書バリアフリー法(2019年)
- ▶教科書バリアフリー法に基づき、マルチメディアデイジー教科書が ディスレクシアの児童、生徒に提供されている
- ▶読書バリアフリー法は、国は、アクセシブルな電子書籍の販売が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格の普及の促進等の施策をとるものとすると規定している

法制度電子書籍、電子教科書、電子文書(アメリカ)

- ●障害を持つアメリカ人法ADA(1990年)
- ●リハビリテーション法508条(1998年)
- ●障害のある個人のための教育法(2004年改正)

Amazon Kindle

- リフロー型Amazon Kindle電子書籍はアクセシブル
- Kindle FireにはVoice Viewなどのアクセシビリティ機能が組み 込まれている
- iOSやAndroidではモバイル機器に組み込まれたVoice Overや Talk Backなどのアクセシビリティ機能とKindleアプリの連携 によりアクセシビリティ機能を提供している

法制度 テレビ・映画(日本)

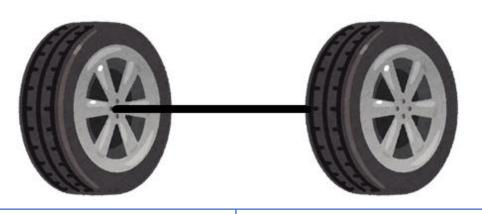
- ●放送法(1997年改正)
- ●文化芸術基本法(2017年改正)
- ▶NHKと民法キー局の地上波では、字幕付与可能番組にはほぼ 100%字幕が付与されている
- ▶映画の主要作品には字幕が付けられている
- ▶音声解説も増えている

法制度 テレビ・映画 (アメリカ)

- ●障害を持つアメリカ人法ADA(1990年)
- ●テレビデコーダー法(1990年)
- ●電気通信法(1996年)
- ●21 世紀の通信と映像アクセシビリティ法(2010年)

情報アクセシビリティ法が必要

環境整備と合理的配慮は 車の両輪

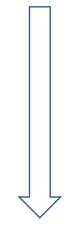


	環境整備	合理的配慮
交通・建物	移動円滑化法	差別解消法
情報		差別解消法

情報アクセシビリティ法

デジタル教科書はアクセシブルでなければならない

GIGAスクール構想とは



多様な子どもたちを誰一人取り残すことのなく、 公正に個別最適化された創造性を育む教育を、 全国の学校現場で持続的に実現させる構想

それなら、電子教科書と端末の公共調達では、 アクセシビリティ機能が基準に達していること を選定の要件に加えるべき

ウェブサイトとモバイルアプリも店舗

ウェブサイトとモバイルアプリも事業者と客の間のインター フェースでありオンラインの店舗



差別解消法の対象となる

アメリカでは、ウェブサイトもADAの対象 となるという司法省の解釈が1990年代後 半から今日まで度々示されてきた

画像PDFやキャプションのない動画が情報へのアクセスの妨げとなっている場合は、障害者差別解消法に基づき、合理的配慮としてWordファイルやExcelファイル、キャプションの付いた動画の提供を求めることができる